

## 各府省庁における令和6年度安全行政施策の概要

目 次	
人 事 院 .....	1
内 閣 府 .....	2
警 察 庁 .....	3
消 費 者 庁 .....	6
こども家庭庁 .....	7
消 防 庁 .....	8
外 務 省 .....	1 1
文部科学省 .....	1 3
厚生労働省 .....	1 4
農林水産省 .....	1 5
林 野 庁 .....	1 6
水 産 庁 .....	1 7
経済産業省 .....	1 8
国土交通省 .....	2 1
環 境 省 .....	2 6

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：人 事 院)

実 施 事 項	実 施 内 容	実 施 予 定 時 期	備 考
1. 国家公務員安全週間	各府省、各機関が災害の根絶を期して、安全管理に関する施策の充実、安全意識の高揚及び安全活動の定着を図り、職員の安全を確保することによって、公務能率の向上に資することを目的として、安全週間の周知、資料の作成・配布、安全対策会議等の開催等を内閣官房内閣人事局と主唱して行う。	「国家公務員安全週間」 7月1日～7日	
2. 安全対策会議	国家公務員安全週間に向けて、各府省の安全管理担当者に対し、安全週間のテーマの趣旨周知、安全管理についての講演等を盛り込んだ会議を中央及び地方においてそれぞれ開催する。	6～7月中	本院及び地方事務局(所)において実施
3. 各種広報資料及びホームページによる広報活動	国家公務員安全週間の実施に先立ち、国家公務員を対象に標語を募集し、その最優秀作品を掲載した広報資料を作成し、関係各府省に配布する。また、人事院のホームページで国家公務員安全週間の周知徹底及び災害の現況等資料の公開を行う。	6月 ・広報資料配布 ・ホームページ公開	
4. 一般行政施策	国家公務員の快適で安全な職場環境の確保を図るため各省への監査・指導及び重大災害等への対応など災害発生の防止対策を推進する。	通 年	

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：内閣府)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 令和6年「国民安全の日」行事実施要綱の作成等及び「国民安全の日」の広報の実施	令和6年「国民安全の日」行事実施要綱を作成し、関係各省庁、都道府県、政令指定都市等に対し、令和6年「国民安全の日」における各種行事の実施について依頼する。また、行事実施要綱に基づき、「国民安全の日」の広報を実施する。	5月～7月上旬	
2. 安全功労者内閣総理大臣表彰	安全功労者表彰要領（昭和35年5月19日事務次官等会議申合わせ）に基づき、安全功労者に対する内閣総理大臣表彰を行う。	7月1日	表彰数20～25
3. 交通安全功労者表彰の実施	交通安全の確保及び交通安全思想の普及に貢献し、顕著な功績のあった者を顕彰するため、「交通安全功労者表彰について」（平成12年12月26日中央交通安全対策会議決定）に基づき、表彰を行う。	8月下旬～10月下旬	表彰数30（個人・団体・市区町村）程度
4. 春・秋の全国交通安全運動の実施	交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、春・秋の全国交通安全運動を全国各地で一斉に実施する。	春 4月6日～15日 秋 9月21日～30日	
5. 交通事故死ゼロを目指す日の実施	交通安全に対する国民の意識の向上を図り、近年の交通事故死傷者数の減少傾向を確実なものとするため、「交通事故死ゼロを目指す日」を定め、交通事故防止に係る広報・啓発活動を推進する。	4月10日 9月30日	
6. 交通安全フォーラムの開催	国及び開催地域における交通安全対策の諸問題を踏まえて、交通安全に関する学識経験者等の専門家による基調講演、討議等を通じて、交通安全意識の高揚を図ることを目的に、交通安全フォーラムを開催する。	10月中旬～12月中旬	

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：警察庁)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 地域安全活動の推進	<p>地域社会の安全と平穏を確保するため、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に、交番、駐在所等の地域警察官による管内実態に即したパトロールを強化する。また、交番相談員の活用等により、引き続き交番の犯罪抑止機能の強化を推進する。</p> <p>交番・駐在所連絡協議会その他の地域住民との会合等を通じて地域の要望等を把握するほか、事件・事故等の地域の安全に関する情報を提供するなど、地域住民等と連携した活動を推進する。</p> <p>また、地域住民、ボランティア団体が自主的に行うパトロール、啓発活動等の防犯活動に関し、ノウハウや情報の提供、資機材の支援を行うこと等により、その一層の活性化を図るほか、「全国地域安全運動」等の広報啓発活動等を実施することにより、地域安全活動の浸透と定着を図る。</p> <p>さらに、教育委員会・学校、自治体、防犯ボランティア団体、事業者等と連携し、通学路等における子供の安全を確保するための取組を推進する。</p>	年 間	各都道府県警察において、実情に応じた施策を推進する。
2. 警備業等のセキュリティ産業による適切なセキュリティサービス提供の促進	<p>国民の防犯・防災活動を代行・補完する警備業、防犯設備業等のセキュリティ産業は、社会において市民生活の安全と平穏を図るに当たって重要な役割を担っていることから、必要な領域に対し適切な水準のサービスが提供されることを推進する。</p>	年 間	警察庁及び各都道府県警察において、実情に応じた施策を推進する。
3. 水難防止対策の推進	<p>関係機関・団体との協力の下、実態調査により把握した危険箇所の周知徹底、水難事例の紹介等により事故防止意識の高揚を図るとともに、パトロール等警察諸活動を通じて安全指導を行い、水難防止対策を推進する。</p>	6月～8月	各都道府県警察において、実情に応じた施策を推進する。
4. 山岳遭難の防止対策の推進	<p>山岳関係機関・団体との連携を強化しつつ、ポスター、チラシ等の広報資料の作成・配布を通じた安全な登山のための啓発活動及び山岳パトロール等を通じた登山者等に対する警告・指導等の現場活動を行い、遭難防止対策を推進する。</p>	年 間	警察庁及び各都道府県警察において、実情に応じた施策を推進する。

5. 110番広報の推進	1月10日を「110番の日」と定めて110番の適切な利用方法等をテレビ、ラジオ、チラシ等を通じて広報するほか、年間を通じ、ミニ広報誌等を用いて110番の適切な利用を呼び掛ける。	年 間	警察庁及び各都道府県警察において、実情に応じた施策を推進する。
6. 少年の非行防止と少年保護対策の推進	<p>再び非行に走りかねない少年及びその保護者に対して、積極的に手を差し伸べ、関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を実施するとともに、非行に走る要因・背景や少年の特性等について幅広く情報発信するなどして少年を見守る社会気運を向上させることにより、「非行少年を生まない社会づくり」を推進する。</p> <p>また、児童買春、児童ポルノを始めとする福祉犯の被害少年や児童虐待の被害児童の早期発見・保護に努めるとともに、被害の未然防止に向けた広報啓発活動や、少年を取り巻く有害環境の浄化等の少年保護対策を推進する。</p>	年 間	警察庁及び各都道府県警察において、実情に応じた施策を推進する。
7. 銃器対策の推進	拳銃等の銃器を使用した犯罪が国民にとって身近な脅威となっていることから、この問題に対する国民の理解と協力を求め、官民一体となって銃器犯罪の根絶に向けた諸対策を推進していく必要がある。このため、銃器犯罪根絶に向けた広報イベント等の開催をはじめ、インターネット等の広報媒体の活用や関係機関と連携した広報啓発活動を積極的に行い、違法銃器の排除と銃器犯罪の根絶を強く国民に訴える。	年 間	警察庁及び各都道府県警察において、実情に応じた施策を推進する。
8. 薬物乱用対策の推進	違法薬物の乱用は、乱用者自身の精神、身体をむしばむばかりでなく、急性中毒による死亡や幻覚、妄想等により殺人、放火等の凶悪な事件や重大な事故を引き起こすなど、安全で平穏な地域社会を脅かす重大な問題である。特に大麻事犯は、令和5年において、検挙人員が過去最多となるなど、若年層を中心に乱用が拡大していることから、薬物乱用防止広報啓発活動の推進や多様なネットワークを活用した薬物規範意識の醸成、官・民連携による薬物乱用防止活動の強化により、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成に努める。	年 間	警察庁及び各都道府県警察において、実情に応じた施策を推進する。
9. 交通事故防止対策等の推進	<p>安全で快適な交通社会を築くために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者の安全確保に向けた交通安全教育や運転者等に対する指導取締り</li> <li>・自転車の遵法意識向上に向けた交通安全教育や指導取締りの推進</li> <li>・ゾーン30プラスの整備等による生活道路の安全確保</li> </ul> <p>等の施策のほか、国民一人一人が交通安全の重要性について認識しこれを実践するような広報啓発活動についても積極的に推進する。</p>	年 間	警察庁及び各都道府県警察において、実情に応じた施策を推進する。

<p>10. 交通安全国民運動中央大会</p>	<p>交通安全意識の浸透と高揚を図るため、広く国民各層、各分野の関係者が参加する「交通安全国民運動中央大会」を開催して、交通安全に関する基調講演、意見発表等を行う。</p> <p>また、同大会の中で交通安全のために顕著な功績のあった者等への表彰、大会宣言等を行い、一層強力な交通安全国民運動の展開を促進する。</p>	<p>令和7年1月</p>	<p>(一財)全日本交通安全協会と共催</p>
<p>11. 交通安全ファミリー作文コンクールの実施</p>	<p>家庭をはじめ、学校、地域等において、交通安全について考え、話し合った内容や方法、その結果実行していることなどを作文形式により広く国民から募集し、これを共有することで、国民一人一人の交通安全意識の一層の高揚を図り、もって交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上を目指す。</p>	<p>募集期間 7月上旬～9月中旬</p>	<p>最優秀賞 2名 優秀・佳作 38名以内</p>

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：消費者庁)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 消費者事故情報の集約・公表	<p>消費者安全法や消費生活用製品安全法に基づき、消費生活上の重大事故等について、事業者や関係行政機関から事故情報を一元的に集約し、これを毎週定期的に公表している。また、消費生活上の事故情報を一元的に集約した「事故情報データベース」を運用し、インターネットから事故情報の検索・閲覧ができる環境を整備している。さらに、消費者庁に寄せられるその他全ての事故情報等を集約・点検し、必要に応じてプレスリリースやメール・SNS等を活用して速やかに消費者への情報提供等を行っている。</p>	通 年	
2. 消費者事故情報の分析・原因究明	<p>平成24年10月に消費者庁に設置された消費者安全調査委員会において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため事故等原因を究明することが必要と認めるときは、事故等原因調査等を行っている。</p>	通 年	
3. リコール情報の一元化	<p>これまで各府省等が個々に公表していたリコール情報について、消費者庁がこれらの情報を一元的に収集した上で、消費者が分野横断的にリコール情報を確認できる「消費者庁リコール情報サイト」を運用している。また、当該サイトにおいて、消費者の特性のうち年齢層に着目して、「高齢者向け」「子ども向け」等のメール配信サービスを実施している。</p>	通 年	

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：こども家庭庁)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 「こどもを事故から守る！プロジェクト」の推進	<p>こどもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「こどもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。具体的には、事故の予防法等のポイントをまとめた「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」のWEB版を作成し、こども家庭庁ウェブサイトに掲載するとともに、SNS等を活用し、こどもの思わぬ事故を防ぐための注意点等に関する情報発信を行っている。また、「こどもの事故防止週間」には、関係府省庁と連携しつつ、こどもの事故の未然防止に向けた情報発信を行うなど、様々な周知・啓発活動を実施している。</p>	通 年	



令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：消 防 庁)

実 施 事 項	実 施 内 容	実 施 予 定 時 期	備 考
1. 安全功労者総務大臣表彰	安全功労者・消防功労者総務大臣表彰要綱に基づき、安全功労者に対する総務大臣表彰を行う。	7月上旬	令和5年度実績表彰 27事例
2. 消防力の充実強化	<p>1. 消防施設等の充実強化及び消防体制の整備を重点的に推進するなど消防力の計画的な整備を進める。特に、消防の広域化や柔軟な消防の連携・協力を積極的に推進する。</p> <p>2. 地域における消防防災の中核的存在である消防団について、総務大臣表彰や消防庁長官表彰、消防団協力事業所表示制度の周知、消防団等充実強化アドバイザー派遣等の実施により、女性や若者など幅広い住民の更なる入団を促進するなど消防団の充実強化を推進する。</p>	通 年	<p>令和5年度実績 消防団地域貢献表彰 (総務大臣表彰) 38事例 消防団等地域活動表彰 (消防庁長官表彰) 72事例 消防団協力事業所表示証 (ゴールドマーク) 764事業所 アドバイザー登録者数 30人</p>
3. 災害に強い安全なまちづくりの推進	防災対策事業の活用等により、地域の防災基盤を整備し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。	通 年	
4. 住宅防火対策の推進	<p>1. 平成16年の消防法改正により全ての住宅に設置及び維持が義務づけられた住宅用火災警報器の設置を推進するとともに、点検・交換の重要性について広報し、住宅防火対策について広く国民に周知を図る。</p> <p>2. 住宅用火災警報器については、地域に密着した活動を展開している消防団、女性防火クラブ等と連携・協力して、きめ細やかな普及促進を図る。</p> <p>3. さらに防火意識の高揚を図るため、インターネット媒体、各種広報資料、展示会・シンポジウム等を活用して住宅防火に関する情報を提供する。</p>	通 年	

5. 全国火災予防運動	火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的とし、春と秋の年2回実施する。	・秋季 11月9日～15日 ・春季 3月1日～7日
6. 防災意識の高揚と自主防災体制の確立	1. 国民の防災意識の高揚を図るため、各種広報媒体等を利用した広報活動を実施するとともに、地方公共団体に対し地域の実情に即応した広報活動を実施するよう要請する。 2. 地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等の充実強化を図る。	通 年
7. 防災体制の強化	1. 地方公共団体に対して、地域の実態に即した地域防災計画の作成・見直し及び防災訓練の実施等を推進する。 2. 災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制を確立するため、情報通信体制の整備を推進する。	通 年
8. 広域応援体制の整備	1. 大規模又は広域的な災害に円滑に対応できるよう地方公共団体に対し、広域応援協定の整備をはじめとする広域応援体制の確立を要請する。 2. 国内で発生した地震等の大規模災害発生時に人命救助活動等を行う緊急消防援助隊の派遣体制の充実・強化を図る。	通 年
9. 要配慮者の支援対策の推進	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を活用するなどして、要配慮者に配慮した防災対策を講ずるよう助言する。	通 年
10. 風水害対策等の推進	風水害、噴火災害等に備え、情報収集伝達体制、警戒避難体制等の充実強化を図るよう助言する。	通 年
11. 林野火災対策の推進	林野火災特別地域対策事業等により消防施設等の整備を推進する。また、全国山火事予防運動（3月1日～7日）を実施し、広報活動等を通じて山火事予防を呼びかける。	通 年



令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：外務省)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 海外安全情報の提供	<p>海外に渡航・滞在する国民の安全対策に必要な情報提供を目的として、海外安全ホームページやメール配信サービス等を通じて海外安全情報（危険情報、スポット情報、広域情報、安全対策基礎データ、テロ・誘拐情勢、感染症危険情報等）をはじめとする各種情報を提供する。</p>		
2. 海外安全意識向上・施策の推進	<p>令和5年度に改訂した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」をはじめとする、海外安全に係る啓発のための小冊子等を作成し、企業関係団体、全国のパスポートセンター、教育機関、旅行業界その他の海外安全関係機関・団体へ配布するとともに、国内外において企業・教育機関関係者等を対象とする安全対策セミナーを開催し、海外における安全対策について啓発を行う。</p>	年 間	<p>国内：「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」、国内安全対策セミナー 海外：在外安全対策セミナー</p>
3. 官民協力の推進	<p>海外進出企業、旅行業界等と連携し、国内及び在外公館所在地において情報共有、協力体制強化のための官民の会議等を開催する。特に、中堅・中小企業海外安全対策ネットワークを通じて情報共有を促進するとともに、企業側が抱える懸念や問題点の迅速な把握、解決を支援する。また、国内外における官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を通じて、日本企業・団体関係者に安全対策の見直しを促すとともに、緊急事態発生時における官と民の連携を引き続き強化する。</p>	年 間	<p>国内：海外安全官民協力会議、TA連絡会、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練 海外：安全対策連絡協議会、官民合同テロ誘拐対策実地訓練</p>
4. 海外における援護業務実施体制の強化	<p>海外において国民が事件・事故、災害に遭遇した際の安全確保及び援護業務を迅速かつ確実に実行できるよう、各国の実情に応じた体制整備を図るとともに、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練や各種研修を通じた領事担当官等の育成等による質の高い援護業務を維持する。特に、大規模緊急事態の発生に際しては、情報発信、安否確認、機動的な展開のための要員確保及び機材の整備等を推進する。</p>	年 間	<p>外務本省及び在外公館において、実情に応じた施策を推進する。</p>

<p>5. 「在留届」及び「外務省海外安全情報配信サービス『たびレジ』」の啓発</p>	<p>海外に3か月以上滞在する場合に届出が義務付けられている「在留届」及び3か月未満の短期海外渡航者を対象とした「外務省海外安全情報配信サービス『たびレジ』」について、その届出・登録を啓発するための広報活動を行う。</p>	<p>年 間</p>	
---	---	------------	--

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：文部科学省)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 令和6年度学校安全に関する文部科学大臣表彰	学校安全の普及と向上に関し、優秀な成果をあげた関係者、学校及び団体を表彰する。	令和6年秋	
2. 学校安全総合支援事業	学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、防災をはじめとした学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する。	通 年	
3. 学校安全の推進に関する調査研究	学校管理下における事故防止に関する調査研究や、安全教育の質の向上に向けた参考資料の作成等を行う。	通 年	
4. 学校安全教室の推進	教職員や児童生徒等の交通安全、防犯、防災に対する意識の向上等を図るため、交通安全教室、防犯教室、防災教室の講師となる教職員等を対象とした講習会の実施を支援するとともに、応急手当に必要な技能として、心肺蘇生法（AEDの取扱いを含む。）の実技講習会及び学校における事故発生時の初動対応や事後対応等の学校の危機管理の在り方、再発防止策を含む事故防止対策等に関する講習会の実施を支援する。	通 年	
5. 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	通学路で子供たちが巻き込まれる事件・事故、学校への不審者の侵入事案が発生する中、子供たちが安心して教育を受けられる環境の整備が必要となっており、スクールガード・リーダー（防犯の専門家や警察官OB等を委嘱）の配置、スクールガード養成講習会の開催、各地域の子供の見守り活動の支援等により、学校安全ボランティア等を安全かつ効果的に活用する仕組みを整備し、地域社会全体で、子供の安全を見守る体制を整備する。	通 年	

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：厚生労働省)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 救急の日、救急医療週間	救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図る。	救急の日 9月9日 救急医療週間*	*原則として「救急の日」を含む日曜日 から土曜日の一週間
2. 救急医療功労者厚生労働大臣表彰	多年にわたり救急医療の確保、救急医療対策の推進に貢献した団体及び個人を表彰し、救急医療関係者の意識の高揚を図り、もって、救急医療対策の充実強化を図る。		表彰数 約40
3. 全国安全週間	職場における安全意識高揚のための広報活動 事業場における安全管理の促進、労働者一人一人の安全意識の高揚を図り、安全な職場環境を継続的に形成する。	全国安全週間 7月1日～7月1日	
4. 安全衛生厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰	安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣及び都道府県労働局長表彰		
5. 安全衛生行政施策	第14次労働災害防止計画に基づき、すべての働く人々の安全と健康を目指して施策を展開する。		表彰数 厚生労働大臣表彰 約60 都道府県労働局長 表彰 約1,000

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：農林水産省)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 農作業安全対策の推進	<p>「学ぼう！正しい安全知識～機械作業の安全対策と熱中症の予防策～」を重点推進テーマとして設定し、「農作業安全に関する指導者」が中心となって農業機械作業の安全対策と熱中症の予防策の研修・講習等を行うことを重点的に推進する。</p> <p>特に熱中症リスクの高まる5～7月の3か月間を熱中症対策研修実施強化期間として設定し、暑さが本格化する前から研修の実施や注意喚起による熱中症対策の徹底を図るとともに、農業者が受講しやすい12～2月の3か月間を農作業安全研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する研修の実施を推進する。</p> <p>併せて、行政、農業団体、農機販売店等の協力を得て、ステッカー、ポスターの作成、配布、事故情報の収集・分析の徹底、労災保険の特別加入制度の周知などを通じて、農作業事故防止に向けた取組を実施する。</p>	<p>通年 研修強化期間 5月～7月 12月～2月</p>	
2. 農作業安全ポスターデザインコンテストの実施	<p>農作業安全に対する国民意識の醸成と効果的な運動の展開を図るため、デザインコンテストを開催し、最優秀作品に農林水産大臣賞を授与するとともに、農作業安全のポスターデザインに採用する。</p>	<p>募集期間 5月～8月</p>	<p>(株)日本農業新聞と共催 表彰数3点</p>
3. 農作業安全検討会の実施	<p>農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い観点から対策を講じていくため、農業者・農業団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者を参集した「農作業安全検討会」において必要な対策を検討し、効果的な施策を展開する。</p>	<p>2回程度</p>	
4. 農薬危害防止運動の実施	<p>農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施する。</p>	<p>6月～8月</p>	<p>厚生労働省、環境省、都道府県等と共催</p>



令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：林 野 庁)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 安全週間の実施	<p>国家公務員安全週間の一環として、森林管理署等において、安全管理者等による安全パトロールの実施、安全旗の掲揚、安全講話・救急訓練等を内容とした安全大会を開催するなど、安全意識の高揚と災害防止活動の推進を図る。</p>	7月1日～7日	
2. 全国山火事予防運動	<p>全国山火事予防運動期間（毎年3月1日から3月7日まで）を中心に、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るため、山火事予防ポスターを関係機関団体等へ配布するなど、山火事予防運動を実施する。</p>	3月1日～7日	
3. 山地災害防止キャンペーンの実施	<p>山地災害に対する国民の理解と関心を深めるため、林野庁、都道府県及び市町村は、関係機関、団体及び地域住民と連携を図り、山地災害防止ポスターの掲示やパンフレットの配布、山地防災パトロールの実施等を行い、地域住民の防災意識の高揚に資する。</p>	5月20日～6月30日	
4. 林業作業事故防止対策の推進	<p>林業作業の労働災害を防止するために、林業事業者の自主的な安全活動の促進対策、業界全体の安全意識を高めるための普及啓発等を行うとともに、国と都道府県の役割分担の下、実技研修、安全管理体制の整備等の取組を実施する。</p>	通 年	

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：水産庁)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 漁船指導通信業務	出漁中の漁船の事故防止、安全操業に関する情報の周知を行う。	通年	(一社)全国漁業無線協会が実施
2. 漁船の依頼検査	漁船法（昭和25年法律第178号）第25条1項により、農林水産大臣は漁船の所有者からの依頼に基づき検査を行う。	通年	検査項目 ①船体 ②機関 ③漁ろう設備等
3. 漁船技術者講習会の開催	都道府県等関係者を対象とした漁船認定・検認に関する漁船技術者講習会において、漁船の安全操業に関する啓発を行う。	年度内	年度内3ヶ所程度

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：経済産業省)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 全国鉱山保安表彰	保安成績の特に優秀な鉱山・鉱山保安に貢献した個人・団体等に対する経済産業大臣表彰を行う。	10月8日	表彰数 25件程度
2. 地方鉱山保安表彰	保安成績の優秀な鉱山・鉱山保安に貢献した個人・団体等に対する地方産業保安監督部長表彰を行う。	5月～8月	表彰数 140件程度
3. 全国鉱山保安週間	「国民安全の日(7月1日)」に合わせて、鉱山保安の意識高揚を図るとともに、国民の間に鉱山保安に関する認識と理解を深めるため、機関誌、ポスター等による広報、講演会の実施等、また、鉱山においては防災訓練等を行う。	7月1日～7日	
4. 電気使用安全月間	感電事故等の発生が多い8月を電気使用安全月間と定め、経済産業省主唱のもと関係団体が協力して電気事故防止に資すべく、電気使用安全運動を展開する。	8月1日～31日	期間中、関係団体において電気使用安全講習会・電気安全セミナー及び電気安全点検パトロールを行い、電気安全PR用ポスター・パンフレット等を配布し、電気使用安全の周知を図る。
5. 電気保安功労者経済産業大臣表彰	電気保安の確保に顕著な功績等があった工場等、電気工事業者の営業所、個人及び団体を表彰する。	8月3日	表彰数 50件以内
6. 電気安全功労者産業保安監督部長表彰	電気保安の確保に顕著な功績等があった工場等、電気工事業者の営業所、個人及び団体を表彰する。	7月～11月	表彰数 110件程度
7. 高圧ガス保安活動促進週間	高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すべく、ポスターの掲示・保安教育・保安講習会・防災訓練・保安啓発普及等を行う。	10月23日～29日	
8. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰	高圧ガスの保安に関し、著しい成果を収めた優良事業所及び極めて顕著な功績を挙げた保安功労者等を表彰する。	10月25日	表彰数 25件程度

9. 高圧ガス保安産業保安監督部長(支部長、事務所長)表彰	高圧ガスの保安に関し、著しい成果を収めた優良事業所及び極めて顕著な功績を挙げた保安功労者等を表彰する。	9月～11月	表彰数 100件程度
10. ガス保安功労者経済産業大臣表彰	ガス保安の確保に顕著な功績があり、社会の模範として表彰に値する事業者等に対して経済産業大臣表彰を行う。	11月14日	表彰数 35件程度
11. ガス保安功労者産業保安監督部長表彰	ガスの保安に関し、著しい成果を収めた優良事業所及び極めて顕著な功績を挙げた保安功労者等を表彰する。	10月～11月	表彰数 100件程度
12. LPガス消費者保安月間	LPガス需要期を迎える10月をLPガス消費者保安月間と定め、LPガス事故防止のための保安啓発活動を集中的に実施することにより、一般消費者の保安意識の高揚を図る。	10月1日～31日	経済産業省・都道府県・関係団体において実施
13. 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰	液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰する。	10月	表彰数 20件程度
14. 火薬類危害予防週間	花火等による火薬類の消費需要が高まりはじめる6月に危害予防週間を設け、保安意識の高揚を図るべく事故及び盗難防止のための研修会の開催、・危害防止のポスターの配布、・保安教育指導等の火薬類の危害予防行事等を行うことで、火薬類の保安意識の高揚を図る。	6月10日～16日	経済産業省・都道府県等・関係団体において実施
15. 火薬類保安経済産業大臣表彰	火薬類の保安に関し極めて顕著な功績を上げた保安功労者、著しい成果を収めた優良事業所等を表彰する。	12月12日	表彰数 30件程度
16. 火薬類保安産業保安監督部長(支部長、事務所長)表彰	火薬類の保安に関し、著しい成果を収めた優良事業所及び極めて顕著な功績を挙げた保安功労者等を表彰する。	主に11月～12月	表彰数 35件程度
17. 製品安全総点検月間	製品安全文化の醸成・定着を目的とし、企業・消費者を含めた社会全体における製品安全への正しい理解を深めるため、ポスターの配布・掲示等の周知活動等を行うとともに、企業等にも同様の取組をするよう働きかける。	11月1日～30日	平成18年度から平成26年度までは週間として実施、平成27年度から月間とした

18. 製品安全対策優良企業表彰	民間企業の製品安全に対する積極的な取組を促進し、社会全体として製品安全の価値を定着させるため、製品安全に積極的に取り組み、製品安全文化の醸成・定着に貢献した企業・団体に対して経済産業大臣賞等を交付する。	12月3日	平成19年度から実施
------------------	---	-------	------------

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：国土交通省)

実施事項	実施内容	実施予定時期	備考
1. 春・秋の全国交通安全運動	<p>全国交通安全運動推進要綱（交通対策本部決定）に基づき実施計画を策定し、運動を展開するとともに、関係事業者団体等を通じ傘下事業者による趣旨の周知徹底を図る。</p>	<p>春 4月6日～15日 秋 9月21日～30日</p>	
2. 年末年始の輸送等に関する安全総点検	<p>輸送の繁忙期に当たる年末年始において、陸・海・空にわたる輸送機関等の安全管理・安全対策の実施状況などを点検し、輸送の安全確保を図る。</p>	<p>12月10日 ～翌年1月10日</p>	
3. 海の月間	<p>地方公共団体や海に関わりの深い関係諸団体の協力の下に、我が国の将来の発展に海の利用や開発が必要不可欠であることについて広く国民の関心を喚起するとともに、併せて海上における安全確保等に関する知識等、広く海事思想の普及を図る。</p>	<p>7月1日～31日</p>	
4. マリンレジャー活動等の集中的な安全推進活動の実施	<p>マリンレジャーが広く国民に普及している現状を踏まえ、活動が活発化するゴールデンウィーク、夏季及び秋季期間に重点を置いて、集中的にマリンレジャーに伴う安全情報の周知、啓発活動等を行い、マリンレジャーの安全を推進する。</p>	<p>4月27日～5月6日 7月16日～8月31日 10月1日～10月31日</p>	
5. 大型タンカーバースの一斉点検	<p>防災の日（9月1日）から2ヶ月にわたり海上災害の防止を目的として、大規模な災害が発生する蓋然性の高い大型タンカーバースについて事故防止対策及び事故即応体制等を点検し、所要の指導を行う。</p>	<p>9月1日～10月31日</p>	
6. 海の事故ゼロキャンペーン	<p>海事関係者のみならず広く国民に対し、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識・技能の取得及び向上を図ることを目的に、官民一体となって海難防止活動を展開する。</p>	<p>7月16日～31日</p>	
7. 「自己救命策の確保」の周知・啓発	<p>海上における事故防止意識の向上と人命の安全確保を図るため、「自己救命策3つの基本」（「ライフジャケットの常時着用」「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」「118番及びNET118」の活用）等の周知・啓発を実施する。</p>	<p>通 年</p>	

8. 船員労働安全衛生月間	<p>船員災害防止協会等との全面的な連携・協力の下、安全衛生に関する訪問指導や船員災害防止大会等の開催等により、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進を図る。</p>	9月1日～9月30日
9. 小型船舶の安全確保	<p>全国のプレジャーボート、漁船、川下り船等の小型船舶を対象に、ライフジャケットの着用推進、船舶検査の適切な受検、小型船舶操縦士免許の適切な受有、発航前検査の実施等について、マリーナ、漁港等へのリーフレット配布による周知啓発を実施するとともに、訪船指導を実施することにより、小型船舶の安全を確保する。</p>	4月22日～8月31日
10. 運輸事業の安全確保	<p>運輸事業のより一層の安全性の向上を図るため、保安監査に加え、運輸事業者の経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を推進するとともに、事業者の安全管理体制の構築状況について国が評価する「運輸安全マネジメント制度」等を充実させる。</p> <p>また、運輸安全委員会では、航空、鉄道及び船舶の事故・重大インシデント（以下「事故等」）が発生した原因や、事故による被害の原因を究明するため調査を行い、調査の結果をもとに、事故等の防止や事故が発生した場合における被害の軽減のための施策措置について、関係行政機関の長や事故等の原因関係者等に勧告や意見を述べることにより改善を促す。</p> <p>運輸の利用者に対して、交通機関の安全な利用の仕方、利用者自らの不安全行動によって交通機関の安全性が損なわれること等について広く浸透させる。</p>	通 年
11. 建築物の安全対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広く一般住民を対象に、建築物に関連する防災知識の普及に努めるとともに、防災関係法令及び制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的に毎年度2回建築物防災週間を実施する。</li> <li>2. 阪神・淡路大震災の建築物における被害に鑑み制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の施行により、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する。</li> <li>3. 官庁施設は、来訪者等の安全を確保するとともに、大規模地震発生時に災害応急対策活動の拠点として機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保する必要がある。このため官庁施設の耐震化の目標を定め、計画的かつ重点的に整備</li> </ol>	<p>秋季 8月30日～9月5日 春季 3月1日～7日</p> <p>随 時</p> <p>令和6年度</p>

	を推進する。		
	4. 官庁施設は、不特定かつ多数の者が利用する施設について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準を確保するなど、すべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進する。	令和6年度	
	5. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律91号)に基づき、不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する一定の建築物の建築主に対して、出入口、廊下等を高齢者等が円滑に利用できるように措置する義務を課すとともに、国及び地方公共団体は、一定の基準を満たす建築物に対する支援を行うことにより、高齢者等に配慮した建築物の整備を促進する。	令和6年度	
	6. 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)に基づき、構造等が一定の基準に適合することや状況把握等のサービスを提供すること等を登録の要件とするサービス付き高齢者向け住宅について、補助・税制の優遇・住宅金融支援機構による融資等による供給の促進を図る。	令和6年度	
	12. 道路交通環境の整備	1. 高規格道路から居住地域内道路に至るネットワークの体系的整備をすることによって、適切に道路の機能分担を図り、基本的な交通の安全を確保する。	令和6年度
		2. 歩道及び自転車等の通行空間の整備、交差点の改良、道路照明、道路標識、道路情報提供装置等の整備を引き続き推進する。	
	3. 幹線道路において、事故の発生割合が高い区間等を中心に交差点改良、歩道の整備、道路照明の設置等の事故削減策を実施する。		
	4. 駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロック等の整備を推進する。		
	5. 駅周辺において良好な歩行空間を確保するため、駅前広場、自由通路、自転車駐車場等の整備を推進する。		
	6. 人優先の安全・安心な歩行空間を形成するため、生活道路等において、ゾーン30プラスの整備等を推進する。		
	7. 住民の参加による安全な街づくりを目指すため、住民、道路利用者の視点から「交通安全総点検」を道路利用者と行政が連携して行い、その結果に基づき地域の実情に応じた交通安全施設等の整備を行う。		



8. 自転車等の交通の安全を確保するため、自転車等の通行空間の整備等を推進する。
9. 地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保する必要がある、地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策や無電柱化を推進する。  
また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進するとともに、津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格道路等の整備を推進する。
10. 防災訓練等を通じて、国民や道路管理者の防災意識の向上を図る。
11. 都市部や鉄道駅周辺等における駐車場問題に対処するため、需要を踏まえた適切な駐車スペースの確保を推進するとともに、機械式立体駐車場の安全対策を推進する。
12. 地区内街路の体系的整備と併せて、安全で質の高い居住環境の整備に資する地区外周環状道路、歩行者専用道、交通広場等の整備を推進する。
13. 地下交通ネットワークやペDESTリアンデッキ等の整備により地上交通のふくそうを緩和する。
14. 踏切事故の防止を図るため、踏切道の立体交差化、踏切道の構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等を推進する。

### 13. 都市防災対策

密集市街地や津波その他の風水害等の発生時に大規模な災害が想定される防災上危険な市街地において、災害に対する市街地の危険度判定調査、住民等のまちづくり活動に対する支援、防災街区整備事業の推進等による老朽建築物等の除却・建替えの促進、地区内の道路・公園等防災公共施設の整備、津波避難施設等の整備、下水道事業による都市浸水対策の推進、併せて、避難地・避難路等周辺の建物の不燃化の促進等による防災環境軸の形成により、災害に強いまちづくりを推進する。

令和6年度

14. 宅地防災対策	大地震時等に滑動崩落や液状化による大きな被害を生じるおそれのある宅地について、変動予測調査等を実施し、その結果を大規模盛土造成地マップや液状化マップとして住民等へ情報提供するとともに、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある宅地については、耐震化工事の実施を促進する。	通 年	
15. 盛土の安全確保対策の推進	「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき地方公共団体が行う規制区域指定等のための基礎調査や、危険な盛土等の安全性把握のための詳細調査及び盛土等の撤去や擁壁設置等の対策を支援することで、盛土等の安全確保対策を推進する。	通 年	
16. 安全な遊び場の確保	児童の交通事故防止等に資するため、都市における国民の日常生活に密接した都市公園の計画的な整備推進を図る。また、都市公園におけるバリアフリー化の推進、遊具やプールにおける安全確保を図り、安全で楽しい遊び場づくりを推進する。	令和6年度	
17. 国土保全事業	<p>国土を保全し国民の生命財産を守る河川事業、河川総合開発事業、砂防事業、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業、下水道事業等を推進し、かつこれらの事業の重要性等についての啓発、住民参加の呼びかけ等の広報活動を実施する。</p> <p>【広報活動関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防月間</li> <li>総合治水推進週間</li> <li>土砂災害防止月間</li> <li>がけ崩れ防災週間</li> <li>日本水大賞顕彰</li> <li>河川愛護月間</li> <li>海岸愛護月間</li> <li>川の日</li> <li>森と湖に親しむ旬間</li> <li>下水道の日</li> <li>雪崩防災週間</li> <li>水防功労者国土交通大臣表彰</li> </ul>	<p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月1日～31日</li> <li>5月15日～21日</li> <li>6月1日～30日</li> <li>6月1日～7日</li> <li>6月18日</li> <li>7月1日～31日</li> <li>7月1日～31日</li> <li>7月7日</li> <li>7月21日～31日</li> <li>9月10日</li> <li>12月1日～7日</li> <li>2月</li> </ul>	<p>北海道は6月1日～30日</p> <p>林野庁と共通</p>

令和6年度における安全行政施策の概要

(省庁名：環 境 省)

実 施 事 項	実 施 内 容	実 施 予 定 時 期	備 考
自然公園関係功労者環境大臣表彰	<p>自然公園関係功労者環境大臣表彰要綱（平成13年3月7日）に基づき、自然公園の保護とその適正な利用（自然公園の保護、自然公園利用者指導、自然公園内の遭難救助活動や事故防止、自然公園内の美化清掃等）に関し、顕著な功績があった者に対して環境大臣表彰を行う。</p>	年度内	<p>例年、表彰者数は約25件(そのうち、遭難救助活動等に係る受賞者は2～3件)</p>